

徳島県南部総合県民局阿南庁舎窓口広告事業広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎窓口広告事業実施要綱第3条に基づき徳島県広告事業実施要領に定めるもののほか、広告掲載に関して、公共性等に配慮するため、必要な基準について定める。

(基準)

第2条 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 人権侵害、名誉毀損等にあたるもの

- ア 人権侵害、差別、信用毀損、名誉毀損又はプライバシーの侵害のおそれのあるもの
- イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 性差別又は著しく性的感情を刺激する表現のもの

(2) 青少年の健全育成に反するもの

- ア 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- イ 賭博・ギャンブル等に関するもの
- ウ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(3) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

- ア 虚偽の内容を表示するもの
- イ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等
- エ 誇大・比較広告等広告手法上議論のあるもの
- オ 責任の所在が明確でないもの

(4) その他広告掲載が望ましくないもの

- ア 卑猥な内容・デザインのもの
- イ 風俗営業、風俗関連営業に関するもの
- ウ 消費者金融に関するもの
- エ 喫煙を推奨するもの
- オ 世論が大きく分かれている業種、商品
- カ 社会問題を起こしている業種、会社、商品
- キ その他社会風紀を乱すおそれのあるもの
- ク 名刺広告に類似するもの